

法 II シケプリ

1 はじめに

- シケプリの内容は無保...
- 講義教材?にほとんど授業内容は書いてあるので、このシケプリはいらない気がします
- 参考程度にはなるのかな...

2 不法行為法の構造

2.1 不法行為とは何か

2.1.1 P.105 事例

- Q1.

民法の基本構造

- 総則
- 物件
- 債権—約定債権債務関係—契約
法定債権債務関係—事務管理
不当利得
不法行為

事務管理：697 条

例：B の家の留守を任された A が B の家を勝手に善意で修理

A は B に一定の債権

不当利得：703 条

(契約の) 取り消しの効果 (121 条) 不当利得の要件・効果 (703 条)

不法行為：709 条 この事例ではこれ

- Q2.

不法行為の要件 (の 1 つ)：故意又は過失

故意

過失 注意義務違反

ただし、必ずしも全ての利益が保護されるわけではない

...守られるべき利益だけが保護される

- Q3. Q4.

「犯罪」 刑事

刑事上の犯罪と民事上の損害賠償の範囲は必ずしも一致しない

刑法過失傷害罪(刑 209 条)の「過失」と民法 709 条の「過失」はさしているものが違う?

- 刑法の謙抑性

損害賠償させれば刑法上の責任を問わない

ただし、ひどい場合は刑罰を加える

「ひどい場合」とは?

損害の大きさ、過失の重大さ

刑法と民法の目的の違い

刑法...加害者と社会の関係

刑法の刑罰...一般予防 = 犯罪抑止

民法...加害者と被害者の関係

民法の損害賠償...被害者を経済的に保護 (予防的効果、金銭による贖罪という面もある)
だから、刑法は被害者の損害 0 でも発動される可能性はある...殺人未遂、わいせつ物頒布など

損害の大きさとは必ずしも連動しない

2.1.2 P.107 関連問題

- Q1.

刑事...自動車は危険だからより注意して運転する義務がある?

民事...注意義務の変化 過失かどうかの判定に影響

高い注意義務 自動車を持つ危険性

自動車の運転手は免許を受けている(免許による運転 = 「業務」)

業務 = 「仕事」ではなく、その行為を反復・継続しているという意味

- Q2.

自動車の社会的効用と危険性の比較

社会的効用の方が大きいから自動車の利用を禁止すべきでない

では、自動車事故は社会的コストだから損害賠償はいらぬのか?

個別的な保障も必要

- Q3.

709 条に基づく損害賠償請求...2 つの問題点

– 故意又は過失 [因果関係] 権利侵害 [因果関係] 損害発生

立証責任...被害者の側にある = 被害者の側で全ての要件が満たされていることを証明

立証が難しい場合が多い

– 損害賠償が認められても、支払い能力がなければ意味がない

自動車事故の場合は特別な措置

自動車損害賠償保障法

3条：加害者が無過失の場合、例外として責任が否定される

故意・過失(がなかったこと)の立証責任 加害者に

5条：責任保険・共済の強制

経済的に最小限の保障

2.2 不法行為の効果

2.2.1 P.108 事例

- 判決の読み方

一. 争いのない事実

二. 争いがあるところ

三. 争点についての裁判所の判断

- 709条 不法行為 損害賠償

...722条 417条「金銭」で

どこまでが賠償対象か

どうやって金銭で評価するのか

金銭賠償以外(行為自体の差止めなど)も認められるのか

- 人間が死亡したときの損害

将来稼いだであろう金額-生活費=(給料-生活費)×稼働年数

理念的問題：人間の命の価値は同等ではないか

現在収入がない人の場合 統計上の数値

男の子 男子平均賃金

女の子 女子平均賃金

- 原告の主張

－ 男子・女子に異なる基準を用いること自体違法(男女全体の平均を用いる?)

－ 男女の格差は将来縮まっていくはず(男子の平均を使うべき)

後者を採用...男女の平均賃金<男子賃金

「やはり男と女は違う」という反論を受けない

- 男児 男子、女児 女子の基準を用いる、という原則を変えずに、その差を縮めるには?

(現在の最高裁の立場は上の原則なので、現実にはむやみに原則を変えても、上級審で破棄されるだけ)

－ 精神的損害に対する慰謝料 女子のほうがかわいいから高い?...賠償額の調整としての慰謝料

－ 生活費控除額で調整...家事労働分を考慮

－ 平均賃金の算出方法を変更

18~68才以外で働くことを前提としている

出産などで一時職場を離れ、その後復帰した人はそうでないひとよりも給料が下がる

そのような人々は除くべき

- 収入がなくても子供の将来を予想できることがある
 - － 親や親戚が大卒 大卒になる可能性が高い
 - － 医学部に合格確実 医者になる可能性が高い
 収入があっても将来の収入を予測できないこともある
 - － 野球選手、サッカー選手など
- (こんな考え方もあります)

可能性は可能性であって、将来は全然わからない 賠償額は全て一定にすべきでは？

...可能性については生命保険などで調整

賠償額一定という考え方 死亡の場合は裁判所は取り入れていない

入院の費用、付き添い費用などは相場にしたがって定額化
手続きが煩雑になるのを防ぐ
- 金銭によらない賠償
 - ・ 差止め できる
 - ・ あやまってもらふ 法的にはできない...良心の自由に反する

2.3 不法行為の要件

2.3.1 P.115 事例

- 「原告宅における騒音が受忍限度を超えて増加した」
受忍限度とは？
- 709 条の要件：「故意又は過失」と「権利侵害」
そもそもこの 2 つはなぜ要件としてあるのか？
故意又は過失
 - － (正義の問題)
 - － この要件がないと、人々の行動が異様に制約される (行為者の自由の確保)
 - － この要件がないと、注意を払うインセンティブが下がる
 権利侵害
 - － 権利侵害のない損害もある 不法行為にならない
例：そもそも売ってはならないものを売っているのを妨害したとき
- 「故意又は過失」と「権利侵害」をばらばらに考えるとうまくいかないこともある
例：
 - そば屋 A のとなりにそば屋 B を作る A の売り上げ減少
「故意」はあることがある
「一定の売り上げを上げる」権利が認められるか？
 - C がそば屋 A の営業を妨害した A の売り上げ減少
「一定の売り上げを上げる」権利が認められる
...行為との関係によって保護されたりされなかったりする
- 「故意又は過失」と「権利侵害」をあわせて考えた学説の一つ = 「受忍限度」

- Q2 (P.120)
 - 故意・過失 ...マンション側は騒音を予想できたはず
 - 因果
 - 権利侵害 ...騒音レベル
 - 因果
 - 損害 ...二重窓にする費用の損害(工事中の騒音被害は認められていない)

2.3.2 P.120 関連問題

- 時代背景と法学
 - 公害・事故・薬害の増加
 - 学説・判決の流れ...被害者を救済したい
 - しかし、不法行為における立証責任...被害者の側にある
 - 立証 難しい
 - 昭和 40~50...被害者救済 十分な賠償
 - 最近 ...公正な賠償に戻る...行動の自由の確保、リスクの公正な負担

3 物権法の構造

3.1 物と物権

- 所有権 206 条
- 物 有体物 = 不動産と動産
(有体物 無体物...情報・感情・特許・債権など)
- なぜ、無体物は所有権の客体になりえないのか？
 - ・有体物は複数の人が同時に所有することはできない
 - ・情報は他の人も同時に持つことができる
 - ・債権は所有権の客体となりうるのではないか？
 - フランス封建制度...階層的所有権制度
 - フランス革命で廃止
 - 所有権の客体を限定
 - 債権を所有権の客体と認めると、以前のような貢納制度が復活する恐れ
 - 所有権の客体を有体物に限定

3.1.1 P.122 事例

- 鎌下年季中...ある人が新しい土地を開墾したら、開墾からある一定期間年貢が免除される。その一定期間に該当する場合を鎌下年季中という。
- A に開発許可...所有権を与えたものではない
- 地券交付...地券はすでに所有権を持っている人に与えるもので、所有権を新たに与えるものではない
- 登記

3.1.2 動産と不動産

- 住宅ローン
S(債務者)、G(債権者)
G は S の土地・建物に抵当権 = 不動産に対する権利
- S が土地に物置を立てた
物置が動産なら抵当権に入る...不動産の付属物 = クーラーなどと同じ
物置が不動産なら抵当権に入らない...抵当権を実行する際に不都合
 - － 土地を買い受けた人は S に物置の撤去を要求する権利がある
しかし、権利があってもわざわざそんな土地を買ったりはしない
 - － G は S にお金を払って物置を取り壊させた方が得

3.1.3 P.127 関連問題

Q2

別々にするメリット

- 経済的自由度...土地だけ、建物だけを所有しようとする人がいる
- 江戸時代の慣習がそうだったから？
(地租改正の際に建物を無視 後から別に作ったから?)

デメリット

- 法制度が複雑になる

3.2 所有権

3.2.1 P.129 事例

Q2

- いつ所有権が移るのか
 - － 契約で規定した時
 - － 契約の時
 - － 引渡し時

- 代金支払い時
- 契約締結時に所有権移転
 - C の保護をどうするか
- 引渡し時に所有権移転
 - 必ずしも「今もっている人 = 所有権者」とはならない (物をかすという制度がある)
 - C は B が所有権者でないと知らずに契約を結んでしまう可能性がある
 - やはり C の保護の問題は生じる
- 176 条...移転時期は当事者の意思による
 - ただし、C を保護するために、
 - 177 条...不動産については登記が必要
- 9/1 で B → A に所有権が移る、しかし、登記をしなければ第三者 (C) に対して所有権を主張できない
 - 先に登記をしたほうが勝つ
- 176 条のもとになった条文
 - Le transfert des propriété est parfait entre les parties par l'effet des obligation.
 - "entere les parties"...当事者間で = A-B 間のみの相対的なもの 絶対的にするために登記
 - "l'effet des obligation"...契約自体の効果によって
- なぜ、「登記をしたときに所有権移転」としないのか？
 - 当事者間では契約成立時に所有権移転でよい
 - ...B に所有者の権利を認める必要はない (B を保護する必要はない)
- 日本の法制度が唯一の解決策であるわけではない 「引渡し時に所有権移転」とする国もある
- 不動産登記制度
 - 日本の登記簿は比較的整っている...それでも土地の面積・境界はあやふや
 - アメリカには整った登記簿がない...登記は当てにならないので保険をかける

3.2.2 P.131 関連問題

Q2

- 動産の場合 登記簿を作れない
- 176 条は不動産と同じ
- 178 条...引渡しによって第三者に対抗
- 引渡しは登記に代わりうるのか？
 - 現実の引渡しが行われる必要
 - ローマ時代...もっとも重要な動産 = 奴隷
 - みんなの前で引渡しで所有権移転
 - だんだん形骸化 最終的には当事者間の意思表示でよくなった
- 現在の引渡し 182 ~ 184 条
 - ...登記に代わる機能が失われている
- 不動産...177 条 ・ 意思主義 ・ 対抗要件主義

- 動産...176条 先に引渡しした方のもの引渡しの方法...現実の引渡し
占有改定 (183条)
簡易の引渡し
指図による占有移転
- Bの動産
 - ・9/1 B Aに占有改定による引渡し
 - ・9/20 B Cに現実の引渡し9/1でB Aに所有権移転、対抗要件も満たされる
しかし、AはCに返せといえるか？
これを認めると安心して買い物できない
192条 善意取得(即時取得)
CがBと取引合意をして、「Bが所有者でない」と知らずに、
かつ、知らないことに過失がないときは、Cは所有権を取得できる
物にAの名前が書いてあったら
「CはBが所有者でない」と知りえたので過失がある Cは保護されない

3.2.3 再び P.129 事例

- Cが先に登記 不動産の所有権がCに、とすると、A-B間はどうなるのか？
- 物権と債権の違い
 - － 物権の排他性...あるものがAの所有物であるならば、他の誰の所有物でもない
(いままでの話はこちら)
 - － 債権...二重、三重に契約を結べる
相反する複数の契約は全て有効に成立する
- A-B間の契約は、Cに所有権が移転しても有効
Bの債務不履行
AはBに損害賠償請求(強制履行はできない)

3.3 担保

3.3.1 P.132 事例

- 裁判所がAの土地・建物を差し押さえ 売却して2:1でC、Dに配当
全額回収はできない
他に債権者がいる場合は平等の割合で...債権者平等の原則
- Cが確実に回収したければ？
 - － 保証人...差し押さえ可能な財産を増やす
それでも全額回収はできないことがある
 - － 自分だけが優先的に回収できる制度
債権ではAに対してしか主張できない(「A-C間の約束」ではDは認めないはず)

何らかの物権=抵当権

- 369 条 抵当権...他の債権者に先立って弁済を受けることができる
- C、D が同時に抵当権を取得することはできるか？
順位をつければ複数の抵当権が並存しうる
- Q1.
C、D 甲建物に対する抵当権の実行を求める
裁判所で競売
まず C、次に D が優先的に返済を受ける
- Q2.
D が配当を受けるのなら実行できる
D が抵当権を実行
甲が 1500 万円 D は配当 0...抵当権を実行できない
甲が 2500 万円 D は配当 500 万円...抵当権を実行できる
- Q3.
社長を保証人にする意味
D の債権は A という法人に対するもの B には原則として債務はない
しかし、これでは経営に対する責任がなくなる
社長を保証人にして責任を負わせる

3.3.2 なぜ 369 条 抵当権があるのか？

- 175 条 物権法定主義 契約自由の原則
 - ・むやみに物権を認めると取引の安全性を低める
買ったものにさまざまな他の人の権利が付属してくるのでは安心して買えない
 - ・全ての権利を登記しておくのは不可能
権利の種類を限定、内容をあらかじめ明確に
- 権利の種類を制限しようとしているのに、なぜあえて抵当権を認めるのか？・取引の際に安心感 取引が活発になる
 - ・給料債権
従業員は給料未払いでも何もできない
給料債権 = 生活の基盤
保護すべき (303 条先取特権 306 条の二雇用関係 308 条)
- 約定担保物権...抵当権、質権 (担保の目的物の占有を移す)
法定担保物権...先取特権、留置権
債権者平等の原則がかえって不公平な場合
動産の先取特権
ものの修理費用 そのものの価値増加分については修理した人に優先権

4 人事法の構造

4.1 自然人

- 法人格...法律の世界で人として登場できる
 - 自然人
 - 法人 ≠ 団体、要件が必要
- 1条の3 「私権の享有は出生に始まる」
...すべての自然人は生まれれば私権を享有できる
- 死んだらどうなるのか？

4.1.1 P134 事例

- Q1.
相続
死亡 財産の享有資格を失う 他の人に承継
なぜ相続制があるのか？...私有財産制だから
- Q2.Q3.
 - ・ 生まれたばかりの子
未成年者 法定代理人(親権者)
親権 818条
未成年者の法律行為
 - ・ 19才の法律行為 法定代理人が取り消すことができる
取り消すまでは有効
 - ・ 3才の法律行為 もともと有効に成立しない(意思能力なし)
 - 未成年者の財産管理など 5条、6条
児童の権利条約
子供の財産の管理について子供の意見をどこまで入れるか 年齢による
 - ・ 将来生まれる孫
遺言の作成時を基準とする
遺言の効力発生時を基準とする...現行法はこちら
886条:胎児でも相続できる
出生時期 コントロールできる
「出生していなければならない」と規定すると、財産相続のために
無理やり早く生まれさせようとすることがある
 - ・ ペット
ペットには法人格がない